

学校移動展示用パッケージ取扱要項（高等学校用）

1 趣旨

熊本県博物館ネットワークセンター（以下「ネットワークセンター」という）が所蔵する、動物剥製や植物標本、岩石、化石、鉱物標本を活用し、これらの標本に触れ、解説を伴う学校移動展示用パッケージ（以下「パッケージ」という）の展示を見ることで、生徒の自然に対する興味・関心を高め、学習内容を深めるきっかけとすることを旨とする。

2 パッケージの種類

（1）生物分野

- ①学校移動展示用パッケージ「外来生物」（5セット）
- ②学校移動展示用パッケージ「日本のバイオーム」（5セット）

（2）地学分野

- ①学校移動展示用パッケージ「化石からわかること」（2セット）
- ②学校移動展示用パッケージ「鉱物を科学的に見てみよう」（2セット）
- ③学校移動展示用パッケージ「マグマと火山」（2セット）

3 パッケージの帰属

パッケージの帰属は、ネットワークセンターとする。

4 パッケージの保管

パッケージは、各パッケージ配置校（以下「配置校」）で保管する。

- （1）生物分野：配置校は県内各地を8つのブロック（荒尾・玉名、山鹿・菊池、阿蘇・大津、熊本市、宇城・上益城、八代・水俣・芦北、天草、球磨）に分け、各ブロック内の1校（熊本市は3セット）とする（別紙参照）。

- （2）地学分野：配置校は県内に2校とし、1校にパッケージ①②③を1セットずつ置く。

5 パッケージの運用

（1）配置校の借受申請と承諾

配置校を希望する学校は、学校移動展示用パッケージ借受申請書（第1号様式）により、ネットワークセンターに申請する。

借受申請書が提出され、内容が適当と認められる場合は、ネットワークセンターは申請があった学校に学校移動展示用パッケージ貸出承諾書（第2号様式）を送付し、学校移動展示用パッケージ貸出管理簿（第3号様式）に必要事項を記入する。

（2）各学校への貸し出し・返却について

- ① パッケージは、配置校が管理する。
- ② 配置校は、県内・ブロック内の各学校と協議の上、年間貸出計画（第4号様式）を作成する。
- ③ 各学校は、前号の年間貸出計画に従い配置校からパッケージを借り受け、貸出期間内に配置校に返却する。

なお、各学校は、学校移動展示用パッケージ借用記録簿（第5号様式）に必要事項を記入しなければならない。

また、借受・返却に係るパッケージの運搬は、各学校が行うものとする。

④ 各学校から年間貸出計画に記載されていない貸出の希望があった場合、配置校はパッケージ運用に支障のない範囲で貸し出すことができるものとする。

なお、生物分野に関しては、パッケージ借用は原則としてブロック内で行うが、パッケージ運用に支障のない範囲内で他のブロックの学校へも貸し出すことができるものとする。

⑤ 配置校は、返却時にパッケージの破損・汚損を確認する（第6号様式）。

6 パッケージの紛失、汚損破損

パッケージの破損や紛失があった場合、配置校の担当者はネットワークセンターに連絡する。

附則

この要項は、平成27年5月11日から施行する。

この要項は、平成30年3月23日から施行する。

この要項は、令和元年5月20日から施行する。